

下水道事業受益者負担金等減免基準

該当する受益者	減免の対象となる土地	該当する施設等	減免率%	
1 国等が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者	1) 国公立学校用地	小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校、幼稚園、職業訓練学校、看護学校等	75	
	2) 国公立社会福祉施設用地	老人福祉センター、老人ホーム、保育所等	75	
	3) 警察法務収容施設用地	刑務所、拘留所、少年鑑別所、少年院等	75	
	4) 一般庁舎用地	裁判所、警察署、市役所等	50	
	5) 体育文化施設用地	市民会館、地区コミュニティセンター、体育館等	50	
	6) 国公立病院用地	国立病院、県立病院等	25	
	7) 有料の公務員宿舎用地	職員寮、公舎等	25	
	8) 無料の公務員宿舎用地		それが附属している施設と同じ。	
	9) 公営住宅用地	県営住宅、市営住宅等	25	
	10) 普通財産である土地		0	
2 国等がその企業の用に供している土地に係る受益者	企業用財産となっている土地	・国有林野等の特別会計に属する行政財産 ・地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づく企業用財産	25	
3 国等が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者	道路、公園、広場、河川、水路等の土地及び下水道施設用地に供することを予定している土地		100	
4 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる土地に係る受益者	1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助受給者が受益者となる土地		100	
	2) 生活保護法による生活扶助以外の扶助受給者が受益者となる土地		25 ～100	
5 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者		提供の範囲内で決定する。		
6 その他状況により特に負担金等を減額し、又は免除する必要があると認められた土地に係る受益者	1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に基づく学校で私立学校教育法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置するものに係る土地(管理人又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く。)	私立の小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校、幼稚園等	75	
	2) 学校教育法第124条に規定する学校を設置し、かつ、その学校が所有している土地(管理人又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く。)	私立の看護学校、理美容学校等	50	
	3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に基づく事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設に係る土地(その本来の目的に使用しない土地を除く。)	私立の救護施設、乳児院、助産施設、保育所、老人ホーム等	75	
	4) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項及び第6項に規定する用地	墓地、納骨堂	100	
	5) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する神社、寺院、教会等の団体が本文に規定する目的のために使用する土地で同法第3条に規定する境内地(その本来の目的に供しない土地を除く。)	本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修习所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教団事務所、教団院等の施設用地及び参道等	50	
	6) 鉄道会社が鉄道事業のために所有又は使用する土地	踏切		100
		軌道用地		100
		駅舎・プラットフォーム		25
		駅前広場で鉄道会社所有に係る土地		100
	7) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童遊園及びこれに準ずる施設の土地		100	
	8) 消防団が所有又は使用する消防用備品等の格納施設用地		100	
	9) 自治会等が所有する集会所の敷地その他これらに類する敷地		100	
10) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条、島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)及び出雲市文化財保護条例(平成17年出雲市条例第295号)により指定された文化財である土地又は文化財である建物その他の工作物の敷地		100		
11) 公共性のある私道となっている土地	公道から公道に接続する道路で一般の通行の用に供している私道		100	
12) その他実情により減額し、又は免除する必要があると認められる土地		その都度管理者が決定する。		

(備考) この基準において「公用に供することを予定している土地」又は「公共の用に供することを予定している土地」とは、賦課対象区域公告日において公用又は公共の用に供するための予算を計上している土地をいう。